

人間文化研究機構事務連絡協議会設置要項

平成16年6月11日
機 構 長 決 定
平成28年5月10日改正
平成29年4月20日改正

(設置)

第1 人間文化研究機構に人間文化研究機構事務連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2 協議会は、機構本部及び各機関間の連絡を緊密にし、事務の能率的な運営を図るとともに、必要に応じ、事務管理上の諸問題について協議することを目的とする。

(組織及び運営)

第3 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務局長
- 二 各機関管理部長(以下「管理部長」という。)
- 三 本部事務局各課長

2 協議会は、事務局長が招集し、主宰する。

3 協議会は、原則、月1回定例会議を開催する。

4 事務局長は、必要があると認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

5 事務局長は、必要があると認めるときは、第3 第1項に規定する構成員以外の者を出席させることができる。

6 協議会に、部長会及び作業部会を置く。

(部長会)

第4 部長会は、協議会の運営及び協議会の決定の実施について必要な協議を行う。

2 部長会は、事務局長及び管理部長をもって組織し、事務局長が主宰する。

(作業部会)

第5 作業部会は、人事、財務、研究協力等の事務分野別に設置し、管理運営上の諸課題について検討を行うものとする。

2 各作業部会は、本部事務局及び各機関の職員の中から事務局長が指名する者で組織する。

3 各作業部会の部会長は管理部長の中から、副部会長は課長等の中から事務局長が指名する。

(その他)

第6 本要項の定めるもののほか、部長会及び作業部会の組織・運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

2 協議会、部長会及び作業部会(以下「協議会等」という。)に参集するための旅費は、協議会等構成員の所属する機関が負担する。

附 則

この要項は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。